

広島県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和四年八月十八日までの間、縦覧に供する。

令和四年八月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

世羅甲田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字青水字江野垣内三九四番四 地先から 世羅郡世羅町大字津口字瀬波戸二九六八番一 地先まで	新	旧	九・四〇〇 一 六・八〇〇	一、一〇七・ 〇〇	
	新	旧	一〇・五〇〇 二 二〇・四〇〇	一、一〇七・ 〇〇	拡幅
世羅郡世羅町大字賀茂字宮之後山一〇九一 番一六地先から 世羅郡世羅町大字青水字江野垣内三九四番一 地先まで	新	旧	一〇・四〇〇 二 二五・〇〇〇	七六七・六〇	拡幅
	新	旧	九・〇〇〇 二 四・二〇〇	七六七・六〇	